

創業支援資金

(責任共有制度対象外)

【離職者等起業促進支援は、知事確認要】

融 資 対 象	県内で創業しようとする方で、次のいずれかに該当する方 1. 創業一般 (1) 事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 (2) 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後5年を経過しない方 2. 創業・分社化 (1) 事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 (2) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化等) (3) 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記(2)(分社化等)による会社設立後5年を経過しない方
---------	--

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	対象1 (創業一般) 1,000 万円	7年 (1年) 以内	1.575%
	対象2 (創業・分社化) 1,500 万円 <small>(1) は自己資金と同額まで ※分社化によるもの以外は、 併用により2,500万円まで利用可。</small>		

保証料率 (年)									
CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率 (%)	0.80% (「離職者等起業促進支援」利用者は0.0%(奈良県が全額負担))								

取扱金融機関 (順不同)	商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合
-----------------	--

担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保不要。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
---------	--

備 考	<「離職者等起業促進支援」の問い合わせは、以下のとおり。> 地域産業課 (電話0742-27-8807) ※離職者等起業促進支援・・・離職後5年以内の方、60歳以上の方で、県知事確認を受けた方は、保証料0.8%の負担不要。
-----	---

創業支援資金【認定枠】

(責任共有制度対象外)

【知事認定要】

融 資 対 象	<p>県内で創業しようとする方で、次のいずれかに該当し、優れた事業計画を有すると知事が認定した方</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>(2) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化等)</p>
---------	--

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	1,500 万円 ただし 自己資金と同額まで	以内 7年 (1年)	0.0% (奈良県が全額負担)

保証料率 (年)

0.0% (奈良県が全額負担)

取扱金融機関 (順不同)	商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合
-----------------	--

担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保不要。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
---------	--

備 考	<知事認定の問い合わせ先は、以下のとおり。> 奈良の木ブランド課 (電話0742-27-7470) (県産木材利用施設) 地域産業課 (電話0742-27-8807)
-----	---

創業支援資金【南部・東部枠】

(責任共有制度対象外)

【知事認定要】

融 資 対 象	<p>県南部地域又は東部地域で、認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業しようとする方で、次のいずれかに該当し、知事の認定を受けた方</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>(2) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化等)</p>
---------	--

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	1,500 万円 ただし 自己資金と同額まで	以内 7年 (1年)	0.0% (奈良県が全額負担)

保証料率 (年)

0.0% (奈良県が全額負担)

取扱金融機関 (順不同)	<p>商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合</p>
-----------------	---

担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保不要。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。</p>
---------	---

備 考	<p><知事認定の問い合わせは、以下のとおり。> 地域産業課 (電話0742-27-8807)</p> <p>※知事認定は、必ず認定経営革新等支援機関を通じて申し込み。</p> <p>※対象：五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡</p>
-----	---

女性・若者・シニア・U I J ターン創業支援資金

(責任共有制度対象外)

【知事認定要】

融 資 対 象	<p>県内で、認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業しようとする女性、30歳未満の者、55歳以上の者、U I J ターン該当者（申請日前1年以内に新たに県内に住所を定めたもの）で、次のいずれかに該当し、知事の認定を受けた方</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>(2) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方（分社化等）</p>
---------	--

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	1,500 万円 ただし 自己資金と同額まで	以内 7年 (1年)	0.0% (奈良県が全額負担)

保証料率（年）

0.0% (奈良県が全額負担)

取扱金融機関 (順不同)	<p>商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合</p>
-----------------	---

担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保不要。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。</p>
---------	---

備 考	<p><知事認定の問い合わせは、以下のとおり。> 地域産業課（電話0742-27-8807）</p> <p>※知事認定は、必ず認定経営革新等支援機関を通じて申し込み。</p>
-----	---